

介護保険負担限度額認定について（施設を利用した場合の居住費等・食費の減額）

介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の入所及び短期入所生活介護（ショートステイ）を利用する方の居住費等・食費は原則、本人負担ですが、低所得の人は、申請して認められた場合、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。

負担限度額の認定を受けられる方

次のいずれにも該当する方です。

(1) 介護認定を受けている方

(2) 本人及び同一世帯全員（別世帯の配偶者 ※1 を含む）が住民税非課税 ※2 であること

※1 配偶者には、内縁関係の方を含みます。DV 防止法における配偶者からの暴力があった場合や行方不明の場合などは含まれません。

※2 住民税の課税状況は、介護保険料決定通知書等でご確認ください。

(3) 利用者負担段階に応じた預貯金等の資産要件を満たしていること。（下記の表）

利用者負担段階	対象者	預貯金等の条件 ※3
第1段階	* 生活保護受給者 * 本人及び同一世帯全員（配偶者含む）が住民税非課税である 老齢福祉年金受給者	単身 1,000 万円以下、 夫婦 2,000 万円以下
第2段階	* 本人及び世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額 ※4 と年金収入（非課税年金を含む）の 合計が 80 万円以下の人	単身 650 万円以下、 夫婦 1,650 万円以下
第3段階 1	* 本人及び世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額と年金収入（非課税年金を含む）の 合計が 80 万円超 120 万円以下の人	単身 550 万円以下、 夫婦 1,550 万円以下
第3段階 2	* 本人及び世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額と年金収入（非課税年金を含む）の 合計が 120 万円超の人	単身 500 万円以下、 夫婦 1,500 万円以下

※3 第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の預貯金等の資産要件は、各利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円（夫婦2,000万円）以下です。

※4 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

手続きに必要な書類等

1. 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書
2. 本人及び配偶者の預貯金等の資産の額が分かる書類（下記の表）
※生活保護受給者については、添付の必要はありません。
3. 本人及び配偶者のマイナンバーカード（マイナンバー通知書）
4. 申請する人の身分証明書（成年後見人等が申請する場合は、登記事項証明書の写し）

預貯金等の資産の額が分かる書類

対象となる資産の種類	確認のために添付が必要な書類
<p>* 預貯金（普通預金・定期預金） ※本人、配偶者名義の全ての預貯金が対象となります。残高が少ない通帳も添付してください。</p>	<p>適正な審査のため、<u>申請日直近での記帳</u>をお願いします。</p> <p>通帳のコピー箇所</p> <p>①金融機関・支店名・名義・口座番号の分かるページ ②<u>最終残高の記載日</u>から2か月前までの取引状況の分かるページ ※申請日から2か月以内であること。ただし、直近2か月以内に入出金がない場合は、最新の取引日であること。 ③定期預金のページ ※証書や定期専用の別通帳がある場合は、該当するページ及び金融機関・支店・口座番号・名義の分かるページ</p>
<p>* 有価証券・投資信託 (株式、国債、地方債、社債など)</p>	<p>銀行、信託銀行、証券会社等の口座名義と口座残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）</p>
<p>* 金・銀（積立購入含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属</p>	<p>購入先の銀行等の口座名義と口座残高の記載箇所がある写し（ウェブサイトの写しも可）</p>
<p>* 現金</p>	<p>自己申告</p>
<p>* 負債 預貯金等の額と相殺。ただし、営む事業に関する負債は除く。</p>	<p>住宅ローンやマイカーローンなどの借用証書 ※借入額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面</p>

※虚偽の申告により、不正に特定入所者サービス費等の支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

注意事項

- ・ 書類審査の結果、要件を満たさなかった場合は、その旨を通知し、認定証の発行は致しません。
- ・ 介護保険負担限度額認定証の有効期限は、申請を受け付けた月の1日から次の7月31日までです。毎年、更新の手続きが必要です。（6月中旬に更新のご案内を送付する予定です）

利用者段階と負担限度額（1日につき）

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階1	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階2	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※従来型個室の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合又は短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の金額です。

市町村民税課税世帯に対する食費・居住費の特例減額措置について

本人又は世帯員（同一世帯に属していない配偶者を含む。）が市町村民税を課税されている方は、食費・居住費の減額（負担限度額認定）の対象になりませんが、高齢者夫婦等の世帯で、1人が施設に入所（※）し、食費・居住費を負担することで、在宅で生活されている方の生活が困難にならないように、食費・居住費の減額措置（特例減額措置）の対象となる場合があります。

（※）短期入所生活介護（ショートステイ）は、対象となりません。

対象要件

次の6つの要件にすべて該当する方が対象となります。

- ① 2人以上の世帯で、本人又は世帯員（同一世帯に属していない配偶者を含む）が市町村民税を課税されている方。
- ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、負担限度額を認定されていない方。
- ③ 世帯の年間収入から施設の利用者負担、食費及び居住費の見込み額を除いた額が、80万円以下。
- ④ 世帯の預貯金額等の額が、合計450万円以下。
- ⑤ 日常生活のために、必要な資産以外に活用できる資産がない。
- ⑥ 介護保険料を滞納していない。

問い合わせ先

揖斐広域連合 介護保険課

〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎5階

電話(0585)23-0188 FAX(0585)21-0126

※申請は、揖斐川町(0585-22-2111)、大野町(0585-34-1111)、池田町役場(0585-45-3111)の介護保険担当課で受け付けております。詳しくは、お住いの役場にお尋ねください。